

会 議 案 第 号

大津市議会会議条例及び大津市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和6年 月 日

大 津 市 議 会 議 長
幸 光 正 嗣 様

提 出 者

大津市議会会議条例及び大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

(大津市議会会議条例の一部改正)

第1条 大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(議場内における印刷物等の配布又は持込みの許可)</p> <p>第55条 議員は、議場内において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むときは、議長の許可を受けなければならない。</p> <p>(情報通信端末機器の使用)</p> <p>第55条の2 議員は、<u>情報通信端末機器(議会が指定するタブレット型端末及びパーソナルコンピュータに限る。以下同じ。)</u>を議場内に持ち込み<u>会議に活用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行うときは、議長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 議員の情報通信端末機器の使用については、第54条の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第1項本文及び前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p>	<p>(議場内における印刷物等の配布又は持込みの許可)</p> <p>第55条 議員は、議場内において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むとき<u>(次条に規定する情報通信端末機器に電子データを送信する場合を含む。)</u>は、議長の許可を受けなければならない。</p> <p>(情報通信端末機器の使用)</p> <p>第55条の2 議員は、<u>情報通信端末機器を議場内に持ち込み、会議に活用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p> <p><u>3 第54条の規定は、議員及び答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p>

(大津市議会委員会条例の一部改正)

第2条 大津市議会委員会条例（平成26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(委員会室等における印刷物等の配布又は持込みの許可)</p> <p>第45条の3 委員は、委員会室等において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むときは、委員長の許可を受けなければならない。</p> <p>(情報通信端末機器の使用)</p> <p>第45条の4 委員は、<u>情報通信端末機器(議会在指定するタブレット型端末及びパーソナルコンピュータに限る。以下同じ。)</u>を委員会室等に持ち込み会議に活用することができる。<u>ただし、前条の運用を電子データにより行うときは、委員長の許可を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 委員の情報通信端末機器の使用については、第45条の2の規定を準用する。</u></p> <p><u>3 第1項本文及び前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p>	<p>(委員会室等における印刷物等の配布又は持込みの許可)</p> <p>第45条の3 委員は、委員会室等において、議案書等の共通資料のほか、印刷物等を配布し、又はこれらを持ち込むとき <u>(次条に規定する情報通信端末機器に電子データを送信する場合を含む。)</u>は、委員長の許可を受けなければならない。</p> <p>(情報通信端末機器の使用)</p> <p>第45条の4 委員は、<u>情報通信端末機器を委員会室等に持ち込み、会議に活用することができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p> <p><u>3 第45条の2の規定は、委員及び答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

会議に活用するため議場内又は委員会室等に持ち込む情報通信端末機器について、議会による指定を行わないこととするため、所要の改正を行うもの

大津市議会会議条例（抜粋）

（情報通信端末機器の使用）

第55条の2 議員は、情報通信端末機器（議会が指定するタブレット型端末及びパーソナルコンピュータに限る。以下同じ。）を議場内に持ち込み会議に活用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行うときは、議長の許可を受けなければならない。

2 議員の情報通信端末機器の使用については、第54条の規定を準用する。

3 第1項本文及び前項の規定は、答弁者の情報通信端末機器の使用について準用する。

H26 条例 78 一部改正

- タブレット端末を本会議の質疑並びに一般質問等で使用するときは、会議条例第55条の規定による議長の許可を得ることとした。（平 26.5.26 議運）
- 執行部においてタブレット型端末を導入したことから、議場において新端末を活用したい旨の申出が執行部からあり、これを許可した。（令 4.3.30 議運）

（携帯電話の持込み）

第55条の3 議長は、基本条例第6条の規定を踏まえ、災害時における迅速な情報収集及び議員の安全確保を図るため、議員の携帯電話の議場への持込みを認めるものとする。

2 前項の規定は、答弁者の携帯電話の持込みについて準用する。

H27 条例 49 一部改正

- 携帯電話の会議への持ち込みに当たっては、次の事項に留意することとされた。
 - ① 複数の携帯電話を所有する場合でも、会議に持ち込む携帯電話は1台とすること。
 - ② 議場その他会議室に入るときは、必ずマナーモードを使用すること。
 - ③ 会議中は電話やメールを発信し、または着信に応答してはならないこと。
 - ~~④ 携帯電話を情報通信端末機器として会議で使用してはならないこと。~~
 - ⑤④ 当該留意事項は、執行部職員が会議に携帯電話を持ち込む場合に準用すること。

（平 27.2.9 議運）